

吉川市立図書館 団体貸出利用案内

吉川市立図書館では、吉川市内に所在する学校・社会教育団体・事業所（老人ホーム、施設）・その他団体（読み聞かせの会など）で、読書活動を行う団体に対して図書
の貸出を行います。市立図書館にて団体登録のうえ、ご利用ください。

団体貸出を利用するには

- 「図書利用カード申込書」に必要事項をご記入のうえ、市立図書館に提出してください。
団体図書利用カードを発行します。
- 登録の際には、代表者の方の連絡先を確認できる本人確認資料、団体の所在地を証明する資料の提示もお願いします。
- 団体の代表者、連絡先、担当者等に変更があった時は、変更届を提出してください。
（お預かりした情報は、図書館業務以外の目的には使用しません。）

貸出点数・期間

貸出対象資料は、図書・紙芝居、及び図書館備品（パネルシアター、紙芝居舞台等）のみです。
資料によって貸出できる点数が異なります。

〈貸出期間 1ヶ月〉貸出期間の延長はできません。

- 図 書・・・100冊まで
- 紙芝居・・・10点まで

ご利用について

- 団体貸出利用の際は必ず団体図書利用カードをお持ちください。
- 団体利用での予約受付は市立図書館カウンターのみとします。
Web OPACからの予約はできません。
- 団体利用の資料返却は、返却終了後に返し忘れが無いが、再確認させていただいています。
- 多数の資料の貸出・返却は、市立図書館でお願いします。
また、ブックポストへの返却はできません。